

改正

令和7年10月10日訓令第77号

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、根室市補助金等交付規則（昭和50年根室市規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、水産食料品の生産基盤の強化に資する支援を行うことにより、新たな商品の生産強化や生産性の向上、消費者や取引先等から求められる様々なニーズや品質基準に対応した生産流通体制の高度化、水産物又は水産食料品の付加価値向上や消費拡大等の取り組みを促進し、本市の水産加工業の経営強化と持続的成長を図ることを目的とする。

(補助対象事業、補助対象経費)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

2 補助対象事業のうち、新商品開発型生産機器導入事業、販路拡大型生産機器導入事業、生産コスト削減型生産機器導入事業においては、同一年度内にいずれか1事業しか補助を受けることができないものとする。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助対象者は、別表2のいずれかに該当し、かつ次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 根室市暴力団排除条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) この補助金の交付申請日時点において、過去1年以上の期間、継続して水産食料品の製造実績がある者であること。
- (4) 直近の決算期において、債務超過の状態にない者であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(補助金額)

第5条 補助金額は、別表3のとおりとし、予算の範囲で交付する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象事業は、交付決定を受けた日の属する会計年度の2月末日までに完了しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、概ね事業開始予定日の2週間前までに交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 誓約書兼同意書（別記第4号様式）
- (4) 納税証明書
- (5) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（法人のみ必要）
- (6) 住民票の写し（個人事業者のみ必要）
- (7) 水産食料品製造業を営んでいることを証明する書類の写し
- (8) 直近の決算期において、債務超過の状態にないことを証明する書類の写し
- (9) 実施しようとしている事業の概要が確認できる資料及び見積書の写し

(10) 国・道等の助成等の対象となる事業を活用する場合においては、その事業概要が確認できる書類又はその交付申請書類の写し

(11) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を交付決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとし、交付を決定したときには、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 取得財産等の管理については、補助金の交付の目的に即し、事業実施後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(2) 取得財産等の現況及び補助事業の成果に関して、市長が求める報告及び調査、市長が行う発表及び広報が適正に行われるよう努めること。

(3) その他市長が必要と認める事項。

(申請の取り下げ)

第9条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときには、取下届（別記第6号様式）を速やかに市長に提出して、申請を取り下げることができるものとする。

(概算払)

第10条 市長は、補助事業の遂行上特に必要があると認めるときは概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払の申請をしようとするときは、概算払申請書（別記第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 実施しようとしている事業の資金収支計画の詳細が確認できる資料

(2) その他市長が必要とする書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を概算払承認通知書（別記第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

(1) 新商品開発型生産機器導入事業、販路拡大型生産機器導入事業、生産コスト削減型生産機器導入事業、ALPS処理水関連輸入規制対策支援事業において、当該事業の目的を変更させない場合で、その事業費について補助対象経費の10パーセント未満の変更をするとき。

(2) 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業、その他国・道等の助成等の対象となる事業において、国・道等により変更の承認を要しないと規定された変更をするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を変更承認通知書（別記第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を中止（廃止）承認通知書（別記第12号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(契約等)

第13条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をするとき、一般の競争入札に付するものとする。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不适当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約とすることができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、国及び地方自治体等の機関から契約に係る指名停止の措置等を受けていない旨の申立書（別記第13号様式）の提出を求めるとともに、当該申立書の提出のない者を競争入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者は、入札が終了したときには、入札結果報告・着手届（別記第14号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（工事等の完成）

第14条 補助事業者は、補助事業が完成したときには、実施事業完成届（別記第15号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（1） 事業の実施状況を確認できる記録写真等の資料

（2） その他市長が必要とする書類

2 市長は、前項の規定による実施事業完成届を受領したときは、職員に検査させるものとする。

3 前項の規定による当該職員が行う検査の結果については、実施事業完成検査調書（別記第16号様式）により速やかに市長に報告するものとする。

（事業の執行の遅延又は不能）

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期日までに完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、執行遅延（不能）報告書（別記第17号様式）を速やかに市長に提出し、その指示を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による報告に基づき事業の遂行について補助事業者に指示するときには、遂行指示書（別記第18号様式）により行うものとする。

（遂行命令）

第16条 市長は、補助事業者が前条の規定による指示又は補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って補助事業を遂行されていないと認めるときには、これに適合させるための措置をとるべきことを遂行命令書（別記第19号様式）により命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による命令に従わないときには、是正措置等命令書（別記第20号様式）により当該事業の一時停止及び是正措置を命ずることができる。

3 市長は、補助事業者が前項の命令に従い是正措置を講じたときには、第1項に定める遂行命令書により当該事業の一時停止を解除するものとする。

（実績報告）

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したときには、7日以内に事業実績報告書（別記第21号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業収支決算書（別記第22号様式）

（2） 補助対象事業に係る経費の領収書又は支払を証明できる書類の写し

（3） 国・道等の助成等の対象となる事業を活用した場合においては、その補助金等の交付の決定を証明する書類の写し

（4） その他市長が必要とする書類

（補助金額の確定）

第18条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに審査し、適正であると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書（別記第23号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第19条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け取り、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（別記第24号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（事業実施計画の検証）

第20条 市長は、事業完了後においても事業実施計画に基づいて適正に事業が実施されていることを確認する必要があると認めるときは、当該補助事業者に対して必要とする関係書類の提出を求め、又は調査を行うことができるものとする。

2 市長は、事業実施計画に基づいて適正に事業が実施されていないと認められる場合には、当該補助事業者に対して適切な改善措置を指導し、改善状況を報告又は調査することができるものとする。

（関係書類の整理保管）

第21条 この要綱により補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び関係書類等を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別できるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、補助

事業により取得し、又は効用の増加した財産については、それらの財産管理台帳（別記第25号様式）及びその他関係書類を処分制限期間の満了時まで整備保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、財産処分承認申請書（別記第26号様式）及び市長が必要と求める関係書類をあらかじめ市長に提出し、その承認を得るものとする。ただし、補助事業者が対象事業に係る補助金の全額に相当する額を市に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第2号に規定する耐用年数を経過した場合並びに取得財産等の単価が50万円未満のものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を財産処分承認通知書（別記第27号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第23条 市長は、第12条第2項の規定により補助事業の中止を承認した場合及び補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（1） 補助金を他の目的又は用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。

（2） 補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件その他法令及び本要綱に違反したとき又は不正な行為をしたとき。

（3） 交付金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を取り消そうとするときは、交付決定取消通知書（別記第28号様式）により通知するものとする

（補助金の返還）

第24条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助事業者に対して、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月21日訓令第55号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月24日訓令第12号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月22日訓令第75号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年10月10日訓令第77号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表1（第3条第1項関係）

補助対象事業	補助対象経費
1. 新商品開発型生産機器導入事業	新たな食品加工技術を活用した新規製品の生産強化に資する生産機器導入事業を実施するために必要な経費のうち自己負担額に相当する機器購入費とし、その単価が10万円以上のものとする。ただし、消費税及び地方消費税、機器の設置にかかる整備工事等費用を除いた額とする。
2. 販路拡大型生産機器導入事業	取引先のニーズに対応した新規製品の販売強化に資する生産機器導入事業を実施するために必要な経費のうち自己負担額に相当する機器購入費とし、その単価が10万円以上のものとする。ただし、消費税及び地方消費税、機器の設置にかかる整備工事等費用を除いた額とする。
3. 生産コスト削減型生産機器導入事業	省エネ対策や生産性向上に資する生産機器導入事業を実施するために必要な経費のうち自己負担額に相当する機器購入費とし、その単価が10万円以上のものとする。ただし、消費税及び地方消費税、機器の設置にかかる整備工事等費用を除いた額とする。
4. ALPS処理水関連輸入規制対策支援事業	ALPS処理水関連輸入規制強化等の影響対策に資する生産機器導入事業を実施するために必要な経費のうち自己負担額に相当する機器購入費とし、その単価が10万円以上のものとする。ただし、消費税及び地方消費税、機器の設置にかかる整備工事等費用を除いた額とする。
5. 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業交付等要綱（令和4年4月1日3輸国第5285号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。
6. 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業	農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付等要綱（令和4年12月5日4輸国第3346号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。
7. その他国・道等の助成等の対象となる事業のうち、市長が特に必要と認めるもの	国・道等が定めるところによる。

別表2（第4条関係）

補助対象事業	事業対象者
1. 新商品開発型生産機器導入事業	<p>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者、小規模事業者とし、市内に本社又は事業所を有し、日本標準産業分類に定める業種のうち水産食料品製造業を営む事業者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p>
2. 販路拡大型生産機器導入事業	
3. 生産コスト削減型生産機器導入事業	
4. ALPS処理水関連輸入規制対策支援事業	
5. 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	<p>農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業交付等要綱（令和4年4月1日3輸国第5285号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。</p>
6. 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業	<p>農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付等要綱（令和4年12月5日4輸国第3346号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。</p>
7. その他国・道等の助成等の対象となる事業のうち、市長が特に必要と認めるもの	<p>国・道等が定めるところによる。</p>

別表3（第5条関係）

補助対象事業	補助金額
1. 新商品開発型生産機器導入事業	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内とし、300万円を限度とする。
2. 販路拡大型生産機器導入事業	
3. 生産コスト削減型生産機器導入事業	
4. ALPS処理水関連輸入規制対策支援事業	補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額以内とし、500万円を限度とする。
5. 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業交付等要綱（令和4年4月1日3輸国第5285号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。
6. 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業	農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付等要綱（令和4年12月5日4輸国第3346号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。
7. その他国・道等の助成等の対象となる事業のうち、市長が特に必要と認めるもの	国・道等が定めるところによる。

別記第1号様式（第7条関係）

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金交付申請書

年 月 日

根室市長 様

住 所
申請者 法人等名称（屋号等）
代表者氏名（氏 名）

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名	
2 事業実施 予定年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
3 事業に要 する経費	金 円
4 補助対象 経費	金 円
5 補助金交付 申請額	金 円
6 添付書類	<ul style="list-style-type: none">・事業実施計画書（別記第2号様式）・事業収支予算書（別記第3号様式）・誓約書兼同意書（別記第4号様式）・納税証明書・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（法人のみ必要）・住民票の写し（個人事業者のみ必要）・水産食料品製造業を営んでいることを証明する書類の写し・直近年の決算期において、債務超過の状態にないことを証明する書類の写し・実施しようとする事業の概要が確認できる資料及び見積書の写し・国・道等の助成等の対象となる事業を活用する場合には、その事業概要が確認できる書類又はその補助金等の交付申請書類の写し・事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合においては、その理由を記載した理由書

別記第2号様式（第7条関係）

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金事業実施計画書

1 事業実施計画表

整備・導入しようとしている 施設設備等の名称	数量	事業に要 する経費	補助金交付 対象経費	補助金 交付申請額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計		円	円	円

2 施設設備等の整備・導入による生産コスト削減効果試算表

区分	生産コスト等試算値		生産コスト等 削減効果見込値
	機器導入前	機器導入後	
省エネ効果	千円/年	千円/年	千円/年
生産性向上効果	千円/年	千円/年	千円/年

3 施設設備等の整備・導入による新製品等の生産・販売計画

生産・販売を強化しようとしている 新製品等の名称	主たる原材料名	製品区分	販路区分
		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 既存	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 既存
		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 既存	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 既存
		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 既存	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 既存

4 施設設備等の整備・導入による新製品等の生産・販売額年次計画表

販路区分	現 状	1年度目	2年度目	3年度目
国内向け	千円	千円	千円	千円
輸出向け	千円	千円	千円	千円
合 計	千円	千円	千円	千円

別記第3号様式（第7条関係）

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金事業収支予算書

1 収 入

項 目	予 算 額 (円)	備 考
市 補 助 金		
自 己 資 金		
うち貸付金		
その他の補助金等		
合 計		

注 国・道等が実施する助成事業を活用する場合は、その事業名を備考欄に記載すること。

2 支 出

項 目	予 算 額 (円)	備 考
対 象 経 費		
	小 計	
対 象 外 経 費		
	小 計	
合 計		

誓約書 兼 同意書

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約及び同意します。

- 1 申請書類の内容は全て事実であり、虚偽が判明した場合又は申請要件に該当しない状況となった場合は、補助金の返還に応じ、根室市が事業者名を公表することに同意します。
- 2 補助金の交付事務の適切な執行のため、根室市から補助金申請に関する必要事項について、確認、報告、修正、調査に応じることに同意します。
- 3 補助事業により取得した財産等の現況及び補助事業の成果に関して、市長が求める報告及び調査、市長が行う発表及び広報が適正に行われるよう努めることに同意します。
- 4 申請書類に記載された情報は、公的機関（税務署・警察・保健所等）の求めに応じて提供することに同意します。
- 5 補助金の交付対象であることを確認するため、根室市が申請者に係る住民基本台帳、税情報に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- 6 申請者及び役員名簿に掲載された者は、次の1～5のいずれにも該当しません。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。4 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる。5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。 |
|---|

年 月 日

根室市長 様

住 所
法人等名称（屋号等）
代表者氏名（氏 名）

印

別記第5号様式（第8条関係）

根室市指令第 号

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金交付決定通知書

年 月 日

住 所
法人等名称（屋号等）
代表者氏名（氏 名）

根室市長

年 月 日交付申請のあった根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業名	
2 決定内容	<input type="checkbox"/> 交付します <input type="checkbox"/> 交付しません
3 補助対象経費	金 円
4 交付決定額	金 円
5 事業完了期限	年 月 日
6 不交付の理由	
7 特記事項	

別記第6号様式（第9条関係）

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金取下届

年 月 日

根室市長 様

住 所
補助事業者 法人等名称（屋号等）
代表者氏名（氏 名）

事業名 _____

年 月 日付け根室市指令第 号をもって、交付決定を受けた上記の事業については、下記の理由により交付申請を取り下げます。

記

1 交付決定額	金 円
2 取下げの理由	

別記第7号様式（第10条第2項関係）

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金概算払申請書

年 月 日

根室市長 様

住 所
補助事業者 法人等名称（屋号等）
代表者氏名（氏 名）

事業名 _____

年 月 日付け根室市指令第 号をもって、交付決定を受けた上記の事業について、下記のとおり概算払を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付 決 定 額	金	円
2 既概算払額	金	円
3 今回概算払 申 請 額	金	円
4 概算払を受 けたい時期	年 月 日頃	
5 申請の理由		
6 振 込 先	金融機関名	
	支 店 名	
	口 座 番 号	普通 当座
	フリガナ 口座名義人	
7 添 付 書 類	・実施しようとしている事業の資金収支計画の詳細が確認できる資料	

別記第9号様式（第11条第1項関係）

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金変更承認申請書

年 月 日

根室市長 様

住 所
補助事業者 法人等名称（屋号等）
代表者氏名（氏 名）

事業名 _____

年 月 日付け根室市指令第 号をもって、交付決定を受けた上記の事業について、その計画を下記の理由により変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象経費	変 更 後	変 更 前
	円	円
2 補助金の額	変 更 後	変 更 前
	円	円
3 変更の理由		
4 添付書類	・事業実施計画書（別記第2号様式） ・事業収支予算書（別記第3号様式）	

別記第 10 号様式（第 11 条第 2 項関係）

根室市指令第 号		
根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金変更承認通知書		
年 月 日		
住 所 法人等名称（屋号等） 代表者氏名（氏 名）		
根室市長		
年 月 日申請のあった根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金 の変更承認申請について、下記のとおり決定したので通知します。		
記		
1 事業名		
2 決定内容	<input type="checkbox"/> 承認します <input type="checkbox"/> 承認しません	
3 補助対象経費	変 更 後	変 更 前
	円	円
4 補助金の額	変 更 後	変 更 前
	円	円
5 不承認の理由		
6 特記事項		

別記第 11 号様式（第 12 条第 1 項関係）

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

根室市長 様

住 所
補助事業者 法人等名称（屋号等）
代表者氏名（氏 名）

事業名 _____

年 月 日付け根室市指令第 号をもって、交付決定を受けた上記の事業について、下記の理由により事業を中止（廃止）したいので申請します。

記

1 交付決定額	金 円
2 中止（廃止）の理由	

別記第 12 号様式（第 12 条第 2 項関係）

根室市指令第 号

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金中止（廃止）承認通知書

年 月 日

住 所
法人等名称（屋号等）
代表者氏名（氏 名）

根室市長

年 月 日申請のあった根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金
の中止（廃止）承認申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業名	
2 決定内容	<input type="checkbox"/> 承認します <input type="checkbox"/> 承認しません
3 交付決定額	金 円
4 不承認の理由	
5 特記事項	

別記第13号様式（第13条第2項関係）

契約に係る指名停止の措置等に関する申立書

年 月 日

補助事業者名 殿

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

印

当社は、貴殿発注の工事請負（物品・役務）契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、国及び地方自治体等の機関から工事請負（物品・役務）契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

注 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から指摘独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が国等の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記第14号様式（第13条第3項関係）

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金入札結果報告・着手届

年 月 日

根室市長 様

住 所
 補助事業者 法人等名称（屋号等）
 代表者氏名（氏 名）

事業名 _____

年 月 日付け根室市指令第 号をもって、交付決定を受けた上記の事業について、下記のとおり入札結果を報告し、着手を届け出ます。

記

1 実施事業区分	<input type="checkbox"/> 建設工事 <input type="checkbox"/> 機器導入 <input type="checkbox"/> 委託業務 <input type="checkbox"/> その他	
2 契 約 名		
3 業者選定方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札 <input type="checkbox"/> 指名競争入札 <input type="checkbox"/> 随意契約	
4 入札等執行年月日	年 月 日	
5 入札等予定価格	金 円（税抜）	
6 入札等参加業者及び入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
		円
7 契 約 価 格	金 円（税抜）	
8 契 約 年 月 日	年 月 日	
9 事業実施年月日	自 年 月 日 至 年 月 日	

別記第 15 号様式（第 14 条第 1 項関係）

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金実施事業完成届

年 月 日

根室市長 様

住 所
補助事業者 法人等名称（屋号等）
代表者氏名（氏 名）

事業名 _____

年 月 日付け根室市指令第 号をもって、交付決定を受けた上記の事業について、下記のとおり実施事業が完了したので、書類を添えて届け出します。

記

1 実施事業区分	<input type="checkbox"/> 建設工事 <input type="checkbox"/> 機器導入 <input type="checkbox"/> 委託業務 <input type="checkbox"/> その他
2 契 約 名	
3 契約価格（税抜）	金 円
4 添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none">・補助対象事業に係る経費の領収書又は支払を証明できる書類の写し・事業の実施状況を確認できる記録写真等の資料

別記第 16 号様式（第 14 条第 3 項関係）

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金実施事業完成検査調書

事業名	
補助事業者名	
実施事業区分	<input type="checkbox"/> 建設工事 <input type="checkbox"/> 機器導入 <input type="checkbox"/> 委託業務 <input type="checkbox"/> その他
契約名	
実施事業内容	
実施事業費	金 円
事業実施業者名	
事業実施年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
備考	

上記の実施事業は、検査の結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに附された条件のとおり完成したことを認めます。

年 月 日

所 属
検査職員
職氏名

印

注 検査の結果不合格の場合は、本文を「上記の実施事業は、検査の結果、次の理由により不合格と認めます。」と書き換えた上で、その不合格の理由をこの様式の備考欄に詳細に記載すること。

別記第17号様式（第15条第1項関係）

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金執行遅延（不能）報告書

年 月 日

根室市長 様

住 所
補助事業者 法人等名称（屋号等）
代表者氏名（氏 名）

事業名 _____

年 月 日付け根室市指令第 号をもって、交付決定を受けた上記の事業について、下記の理由により予定の期間内に完了する見込みがない（その遂行が困難になった）ので指示を受けたく報告します。

記

1 遅延又は不能の内容	
2 遅延又は不能の理由	

別記第 18 号様式（第 15 条第 2 項関係）

根室市指令第 号

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金遂行指示書

年 月 日

住 所
法人等名称（屋号等）
代表者氏名（氏 名）

根室市長

事業名 _____

年 月 日提出のあった根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金
執行遅延（不能）報告書に基づき、上記の事業の遂行を次のとおり指示します。

1 指示内容

- ・事業完了期限を 年 月 日とします。
- ・補助対象事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに実績報告書を市長に提出すること。

2 特記事項

別記第 20 号様式（第 16 条第 2 項関係）

根室市指令第 号

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金是正措置等命令書

年 月 日

住 所
法人等名称（屋号等）
代表者氏名（氏 名）

根室市長

事業名

年 月 日付け根室市指令第 号で補助金の交付決定を受けた上記の事業について、当該事業の遂行を停止し、次のとおり是正措置を講じることを命じます。

1 決定内容	・根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令の規定に違反していると認められるので、当該事業を停止し、その是正措置を講ずることを命じる。
2 講ずべき是正措置	
3 特記事項	・是正措置は、年 月 日までに完了すること。 ・是正措置が完了したときには、直ちに、その旨を市長に報告すること。 ・この命令に違反したときは、当該事業に係る補助事業の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

別記第 21 号様式（第 17 条関係）

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金事業実績報告書

年 月 日

根室市長 様

住 所
 補助事業者 法人等名称（屋号等）
 代表者氏名（氏 名）

事業名 _____

年 月 日付け根室市指令第 号をもって、交付決定を受けた上記の事業について、下記のとおり事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実績表

整備・導入した施設設備等の名称	数量	事業に要した経費	補助金交付対象経費	補助金交付精算額
		円	円	円
合 計				

2 事業経費精算表

計 画	事業に要する経費	円
	交付対象経費	円
実 績	事業に要した経費	円
	交付対象経費	円
補助金交付決定額 (A)		円
補助金交付金精算額 (B)		円
不 用 額 (A-B)		円
支 払 済 額		円
支 払 未 済 額		円

別記第22号様式（第17条関係）

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金事業収支決算書

1 収 入

項 目	決算額（円）	予算額（円）	備 考
市 補 助 金			
自 己 資 金			
うち貸付金			
その他の補助金等			
合 計			

2 支 出

項 目	決算額（円）	予算額（円）	備 考
対 象 経 費			
	小 計		
対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金交付確定通知書

年 月 日

住 所
法人等名称（屋号等）
代表者氏名（氏 名）

根室市長

年 月 日提出のあった根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金
事業実績報告書の審査及び実地検査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業名	
2 決定内容	・根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金の額を確定します。
3 交付決定額	金 円
4 特記事項	<ul style="list-style-type: none">・補助事業により取得した財産等については、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しないこと。・取得財産等の管理については、補助金の交付の目的に即し、事業実施後においても善良な管理者の注意をもって管理すると共に、その効率的な運営を図ること。・取得財産等の現況及び補助事業の成果に関して、市長が求める報告及び調査、市長が行う発表及び広報が適正に行われるよう努めること。

別記第 24 号様式（第 19 条第 1 項関係）

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金交付請求書

年 月 日

根室市長 様

補助事業者 住 所
法人等名称（屋号等）
代表者氏名（氏 名）

印

事業名 _____

年 月 日付け根室市指令第 号をもって、交付決定を受けた上記の事業について、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 金 _____ 円

2 振 込 先

金融機関名	
支 店名	
口座番号	普通 当座
フリガナ 口座名義 人	

別記第 25 号様式 (第 21 条関係)

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名

事業実施年度		補 助 事 業 名			根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金のうち								
年度		(国・道等所管交付金等名)			()								
事 業 の 内 容				経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		摘要
取得財産等の名称	設置場所	数量等	しゅん工 又は購入 年月日	総事業費	交付対象 事業費	負 担 区 分			耐用 年数	処分 制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
						市補助金	自己資金	その他の 補助金等					
合 計													
備 考													

- 注 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 国等が実施する補助事業等を活用した場合には、その事業名及び補助金等の交付対象額、交付決定額を備考欄に記載すること。
 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記第 26 号様式（第 22 条第 1 項関係）

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金財産処分承認申請書

年 月 日

根室市長 様
住所
補助事業者 法人等名称（屋号等）
代表者氏名（氏 名）

事業名 _____

年 月 日付け根室市指令第 号をもって、交付決定を受けた上記の事業により取得した（又は効用の増加した）財産について、下記のとおり処分したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 処分の対象財産

取得財産等の名称	
構造・規格・形式等	
数 量	
事業費	金 円
補助金額	金 円
耐用年数	
経過年数	

2 処分の理由及び今後の利用方法等

処分予定年月日	年 月 日
処分を行う理由	
今後の利用方法	

別記第 27 号様式（第 22 条第 2 項関係）

根室市指令第 号

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金財産処分承認通知書

年 月 日

住 所
法人等名称（屋号等）
代表者氏名（氏 名）

根室市長

年 月 日申請のあった根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金の財産処分承認申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業名	
2 決定内容	<input type="checkbox"/> 承認します <input type="checkbox"/> 承認しません
3 対象財産の名称	
4 不承認の理由	
5 特記事項	

別記第 28 号様式（第 23 条第 2 項関係）

根室市指令第 号

根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日

住 所
法人等名称（屋号等）
代表者氏名（氏 名）

根室市長

年 月 日付け根室市指令第 号をもって、交付決定を受けた根室市
地域水産加工業生産基盤強化支援補助金について、下記のとおり決定したので通知しま
す。

記

1 事業名	
2 決定内容	
3 補助対象経費	金 円
4 交付決定済額	金 円
5 取消の理由	
6 特記事項	